

<市長記者会見資料>

子ども未来部子育て支援課

子育て世帯生活支援特別給付金事業について

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人あたり5万円の「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給いたします。

1 プッシュ型支給（申請不要）

(1) 対象者

- ・令和5年3月分の児童扶養手当を受けられた方
- ・令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受けられた方

(2) 支給方法等

令和5年5月中旬に案内通知を送付し、5月29日（月）から口座振込を開始

2 申請受付による支給

(1) 対象者

- ・公的年金給付等の受給により児童扶養手当を受けていない方
- ・食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（ひとり親世帯の場合は、急変後1年間の収入見込み額が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった方）

(2) 支給方法等

令和5年5月中旬から申請を受け付け、6月上旬から口座振込を開始

（申請受付期間：令和6年2月29日（木）まで）

3 「子育て世帯生活支援特別給付金」専用の窓口（問い合わせ先）を設置

下記の問い合わせ先を令和5年5月9日（火）から開設し、

土日祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで設置します。

(1) 徳島市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター（電話番号：088-676-3869）

(2) 相談窓口（本庁1階国際親善コーナー内）

以 上

<問い合わせ先>

子ども未来部子育て支援課

電話：088-621-5194